

保育ソーシャルワークと人間関係の関連性について —学生へのアンケート調査からの検討—

○永野典詞（九州ルーテル学院大学）

本研究は、4年制大学の保育士養成課程における「保育ソーシャルワーク論」履修の有無が、学生の支援的視点や人間関係構築力に与える影響を明らかにすることを目的とした。大学生 53 名を対象にアンケートを実施し、量的・質的に分析した結果、履修者は非履修者に比べて「保護者とのコミュニケーション」や「支援の想像力」において有意に高い自信を示した。自由記述からは、実習体験を通じて共感的理解や自己受容が深まる内省的学びが確認された。

保育ソーシャルワーク、人間関係構築力、教育効果、保育者養成

1. 研究目的

保育士、幼稚園教諭など（以下、「保育者」という。）は、子どもや保護者との信頼関係を構築しながら、対人援助を行う専門職である。近年、保育現場における虐待対応、家族支援、保護者との連携など、社会的課題に対応する力が求められており、養成教育では「保育ソーシャルワーク」的視点が重要視されている。

本研究は、A 県にある 4 年制大学の保育士養成課程において「保育ソーシャルワーク論」を履修した学生と未履修の学生を比較し、人間関係構築力や支援意識、対人理解の実践的側面にどのような影響があるかを検討することを目的とした。また、保育所・施設・幼稚園等での実習経験が学生の学びに与える補完的効果についても併せて分析し、保育者養成教育の今後の在り方を考察する。

2. 調査方法

研究対象は保育士養成課程に在籍する大学生 53 名（有効回答）。Google フォームにて 2025 年 6 月 15 日～7 月 12 日にアンケート調査を実施した。質問紙は量的項目 19 問、自由記述 7 問で構成される。

3. 倫理的配慮

事前に研究の目的・趣旨を文書および口頭にて説明し、調査協力は任意であること、回答は匿名であり、個人が特定されることはない旨を明示した上で、同意を得て実施した。収集したデータは研究目的以外には使用せず、プライバシーの保護に配慮して厳重に管理した。

4. 調査結果

4-1 対象者の概要

本調査は、保育士養成課程に在籍する大学生を対象に実施し、有効回答数は 53 名であった。性別では女性が 50 名（94.3%）を占め、全体の大多

数を構成していた。対象者の学年別の内訳は以下の通りである。

1 年生 16 名（30.2%）、2 年生 9 名（17.0%）、3 年生 17 名（32.1%）、4 年生 11 名（20.5%）であった。1～3 年次の学生が全体の約 8 割を占めており、授業および実習を通じて保育実践力を高めている発達段階にあるといえる。

また、「保育ソーシャルワーク論」の履修状況では、履修者が 18 名（34.0%）、未履修者が 28 名（52.8%）であった。また、保育所・施設・幼稚園などでの実習経験がある学生は 31 名（58.5%）であり、一定の現場体験を踏まえた自由記述も得られている。

これらの属性から、本調査の対象者は保育者を志す初学者層でありつつ、学年進行に応じて実習経験や対人援助への意識を深めていることが推察される。

4-2 量的分析の結果

本研究では、量的データに基づき 4 つの分析手法（t 検定、分散分析、相関分析、回帰分析）を用いて、「保育ソーシャルワーク論」の履修の有無が学生の人間関係構築力や支援意識に与える影響を検討した。

（1）t 検定：「保護者とのコミュニケーションに自信がある」という設問では、履修者群（ $M=4.22$ ）が未履修者群（ $M=3.67$ ）より有意に高く、 $p=0.033$ で有意差が認められた。同様に、「ソーシャルワーク的支援を想像できる」においても履修者（ $M=4.11$ ）の方が未履修者（ $M=3.59$ ）より有意に高く、 $p=0.009$ であった。これらの結果は、教育内容が支援的想像力や対人自信の醸成に寄与していることを示唆する結果となった。

（2）分散分析：学年別での回答傾向を比較した結果、19 項目すべてにおいて $p>0.05$ であり、

統計的に有意な学年差は認められなかった。すなわち、支援意識や対人スキルの形成は学年の進行に比例するというよりも、履修内容や現場経験に依拠している可能性が高いことが示された。

(3) 相関分析：量的設問間の相関を検討したところ、「相談支援の視点を持つことが大切だと思う」と「支援場면을具体的に想像できる」は $r = 0.53$ と中程度の正の相関を示した。また、「子どもとの信頼関係」と「保護者との関係づくり」は $r = 0.42$ であり、支援場面における対人理解の共通基盤がうかがえた。これらが相互に関連しながら支援力の形成に影響を与えていることが示された。

(4) 回帰分析：履修状況および実習経験を独立変数とし、各設問スコアを従属変数として回帰分析を行った。その結果、例えば「子どもとの信頼関係を構築できると思う」では、履修コード $\beta = 1.278$ ($p < 0.001$)、実習経験コード $\beta = 1.278$ ($p < 0.001$) と、いずれも有意な正の影響を示した。また、「保護者との関係づくりに自信がある」においても履修 $\beta = 1.056$ ($p < 0.001$) となっており、授業と現場体験の双方が人間関係力に作用していることが明らかとなった。

4-3 質的分析の結果

本研究における自由記述の分析には、Modified Grounded Theory Approach (M-GTA：修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)を採用した。学生の自由記述（実習経験、人間関係に対する価値観、授業内容への気づき等）を対象に、意味単位でのコーディングと概念メモの作成、カテゴリー化を実施した。分析の結果、以下の4つのカテゴリーが抽出された。

まず、(1)「人間関係で大切にしたいこと」では、「相手の話を最後まで聞く」「笑顔で接する」などの記述が多くみられ、共感的態度や非言語的な配慮を通じた信頼関係の構築を重視する姿勢が読み取れた。これは対人援助職としての基本姿勢が形成されつつあることを示唆している。

次に、(2)「実習における困難」では、「子どもが思うように動かず戸惑った」「保育者間の連携の難しさを感じた」など、実習中に経験した対人関係上の戸惑いや葛藤が挙げられた。これらの

体験は、内省や実践的気づきの契機となっており、現場での学びの深さを表している。

また、(3)「人間関係観の変容」では、「人との違いを受け入れられるようになった」「自分を大切にできるようになった」といった記述がみられ、学生が他者との関わりを通じて自己理解を深め、価値観の変容を経験していることが明らかとなった。

さらに、(4)「支援場面への想像力」では、「虐待が疑われる子どもにどう対応すればよいか」

「保護者との関係をどう築くか」といった記述から、家庭や保護者支援といった具体的な場면을想像する力が育ちつつあることが読み取れた。これらは、保育ソーシャルワークの学びが単なる知識習得にとどまらず、支援者としての自覚や役割意識の醸成に寄与していることを示している。

以上のように、M-GTAによる質的分析を通じて、学生の支援的視点や実践的想像力などの発達を促進すると考えることができる。

5. 考察

保育ソーシャルワーク論の履修は、学生の支援的視点と人間関係構築力の形成に統計的にも実感的にも寄与していることが明らかとなった。特に、「支援を想像する力」や「関係性を築く自信」は、教育内容を媒介にして醸成されており、実習経験との相乗効果が見込まれる。これらの結果は、単に知識の習得にとどまらず、学生が対人援助職としての自覚を深めていく過程において、保育ソーシャルワーク教育が重要な役割を果たしていることを示唆している。

質的記述からは、学生が自身の感情や価値観と向き合いながら、保育者を目指す学生として模索している様子がみられる。たとえば、「泣いている子どもにどう声をかけてよいか分からず不安だった」「先輩保育者との関係で気を遣い過ぎて疲れた」など、実習中の困難体験は、学生にとって自己・他者理解を促すきっかけとなっていた。

今後は、自由に自己表現できる振り返りの機会を設けることで、教育効果をより高めることが期待されると考える。

なお、本研究は1大学学生53名という限られた対象者の回答であり、対象の地域性や学習環境に特有の傾向が含まれている可能性がある。今後は、内容検討も含めて複数の教育機関を対象とした幅広い研究が必要である。

幼児の育ちと幼小接続 — 幼児の小学校行事への参加から —

原子 純（久留米大学）

「幼保小の架け橋プログラム」（文部科学省、2023）では、「全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期の教育から小学校教育への教育の充実を図ることが必要となる。」と明記されている。本研究では、参与観察により幼児の小学校行事への参加から小学校への思いや心境変化の分析を行い子どもの育ちを考察した。その結果、幼児は小学校行事へ参加することによって、小学校就学への期待感がより高まったことが明らかになった。

幼保小の架け橋プログラム、幼児教育と小学校教育の接続、教育の充実、行事参加、幼児の育ち

1. はじめに

『学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～』（文部科学省、2023）には、「幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「幼児教育施設」という。）といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期の教育から小学校教育への教育の充実を図ることが必要となる。とりわけ、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と小学校以降の教育とを円滑につないでいくためには、子供の成長を中心に据え、関係者の立場を越えた連携により、発達の段階を踏まえた教育の連続性・一貫性の基に、接続期の教育の充実に取り組むことが必要である。」と明記されている。幼稚園教育と小学校教育をつないでいくことの必要性がより明確になった。そこで、本研究では、子どもの健やかな育ちの観点から、小学校での行事（「運動会」・「マラソン大会」）参加における幼小接続から、子どもの育ちについて考察する。

2. 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

『幼稚園教育要領解説』（文部科学省、2018）第1章 総説第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（1）健康な心と体では、「幼児は、幼稚園生活において、安定感をもって環境に関わり、自己を十分に発揮して遊びや生活を楽しむ中で、体を動かす気持ちよさを感じたり、生活に必要な習慣や態度を身に付けたりしていく。5歳児の後半には、こうした積み重ねを通して、充実感をもって自分のやりたいことに向かって、繰り返し挑戦したり諸感覚を働かせ体を思い切り使っ

て活動したりするなど、心と体を十分に働かせ、遊びや生活に見通しをもって自立的に行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出す姿が見られるようになる。」「自ら体を動かして遊ぶ楽しさは、小学校の学習における運動遊びや、休み時間などに他の児童と一緒に楽しく過ごすことにつながり、様々な活動を十分に楽しんだ経験は、小学校生活の様々な場面において伸び伸びと行動する力を育んでいく。」と明記されている。このように、自ら体を動かして活動・遊ぶことは、子どもにはとって大切である。

3. 幼稚園における領域

『幼稚園教育要領解説』では、「第2章 ねらい及び内容」心身の健康に関する領域「健康」において、「生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていくものである。健康な幼児を育てることとは、単に身体を健康な状態に保つことを目指すことではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その幼児なりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにすることである。」とされている。また、留意すべき事項「内容の取り扱い」では、「幼児は様々な環境に取り組んで活動を展開することを通して、様々な場面に対応できるしなやかな心の働きや体の動きを体得していく。さらに、自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体を育てることは、困難な状況において、その幼児なりにやってみようとする気持ちをもつことにつながる。」と明示している。

4. 調査方法・内容等

4-1 調査対象

A幼稚園（公立：市立）を対象とした。

対象幼稚園は、B小学校（市立）と隣接しており、幼稚園を卒園した園児は、ほぼ全員が隣接のB小学校に入学している。また、数年前までは隣接B小学校長がA幼稚園長を兼務していた。幼小の接続や交流は定期的実施される環境にある。

4-2 調査方法

ビデオカメラを使用した撮影による参与観察を行った。観察者から活動の展開過程に積極的に関与することは差し控えた。観察は、幼児と小学生との関わっている場面を収録した。

（観察調査終了後に、幼稚園教諭や小学校教諭への質問を行った。また、幼稚園児と小学生の感想を各教諭が行ったことを参考にした。）

4-3 倫理的配慮

ビデオカメラで記録した映像データや内容は、本研究のみに活用することを、了承を得て実施した。また、対象の幼稚園や学校が特定できないよう、アルファベットや記号を用い掲載した。

4-4 調査内容・様子

幼児期において健康な心と体を育むことの重要性から、体を十分に働かせる活動につながる行事である、「運動会」と「マラソン大会」への参加について調査した。

・小学校行事1 「運動会」

小学校行事「運動会」参加に関する幼児の観察調査。小学校では、例年「スポーツの日」に「運動会」が実施されている。小学校の「運動会」では、幼児が参加できる種目がある。また、小学校1年生から幼児への「運動会」招待状を出している。

・小学校行事2 「マラソン大会」

小学校行事「マラソン大会」の応援に関する幼児の観察調査。小学校では、例年12月に小学校の周辺を走る「マラソン大会」が実施されている。小学校の「マラソン大会」では、幼児が小学生を沿道で応援している。また、小学校6年生から幼児への「マラソン大会」招待状を出している。

5. 結果と考察

・小学校行事1 「運動会」

夏休み明けから連日のように小学校での運動会に向けた練習の様子がA幼稚園から見えている。さらに、小学校から招待状が来たことから、小学校の運動会への興味・関心をもった。さらに、地域の子ども参加種目（障害物競走）に参加する、楽しい経験が小学校（の運動会）への意識づけとなった。

・小学校行事2 「マラソン大会」

幼稚園の近く（沿道）を走っている小学生を見て応援したいという気持ちをもったことから、幼児が小学生に親しみをもっていることが分かった。さらに、園で使用した旗を用いて小学生を応援することは活動につながりが見られ、幼児は日常の中で小学校に興味・関心をもったり、期待を高めたりすることができる。

・小学校行事1と2

2つの事例では、幼児の主体性を大切にしながら、幼児自身が小学校へ興味・関心をもって活動することを大切であることが分かった。幼児が小学生に親しみをもてるような環境と教育の意図的な働きかけがあることで、幼児は小学校への期待を高めていくことができる。

6. まとめ

本研究では、子どもの健やかな育ちの観点から、小学校での「運動会」と「マラソン大会」の行事参加における幼小接続から幼児の育ちについて参与観察による子どもの変化から考察した。

その結果、幼児の主体性を大切にしながら、幼児自身が小学校へ興味・関心をもって活動する幼児教育が重要である。幼児が小学生に親しみをもてるような環境と教育の意図的な働きかけがあることで、幼児は小学校への興味・関心を高めていくことができると考える。

事例から、年間を通して幼小での活動を行うことで、幼児は小学校生活を行事はもとより、学校生活全体を想定することができるようになることが分かった。『学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～』（文部科学省、2023）で、「架け橋期の円滑な接続をより一層意識し、乳幼児期の子供それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や0歳から18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することが重要である。」と明示されている。このことから今後の教育においては、より一層、小学校という新しい環境でも幼稚園と同様な関わりがあることで、幼児は安心して自己を発揮することを意識した教育が重要であるといえる。そして、幼小接続教育によって子どもは、小学校への期待を高めながら小学校に就学することができるようになり、小学校生活を十分に楽しむことができると考える。

保育施設における障害児保育の現状と課題 —保育者に対するアンケート調査から—

○立花直樹（関西学院短期大学）

A 県保育連盟主催の「障害児保育研修」の受講者 250 名を対象に、任意の集合アンケート調査（留置式）を行った（回収率 84.4%）。結果、規模の大きな保育施設である保育所、教育・保育施設である幼保連携型認定こども園の方が、規模の小さい保育事業所よりも障害児および医療的ケア児を受け入れている現状が明らかとなった。受入れていない理由として、保育者のマンパワーやスペース不足や設備の不十分さ、個々の保育者の知識不足や技術不足が受入れの難しい理由として挙げられた。

保育所、認定こども園、障害児保育、医療的ケア児保育

1. 研究背景と目的

長い間、公立保育所でさえ、障害児の受け入れを行っておらず、ごく一部の私立保育園のみで障害児を受け入れ保育を行っていた。また、障害児通園施設（現：児童発達支援センター）も数が少なく、多くの障害児が自宅で乳幼児期を過ごすのが当然であった。障害ある児童の保育所での受入れを促進するため、1974(昭和 49)年度より厚生労働省が「障害児保育事業」を全国的に開始し、保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

しかしながら、「重度障害児」のみが事業対象となっていたため、全国各地の保育所で障害児保育が展開される状況ではなかった。2007(平成 19)年度より「障害児保育事業」の加配算定対象を特別児童扶養手当の対象児童(重度障害児)から軽度の障害児に広げる等の拡充をしたことで、全国各地の保育所に障害児保育が広がっていった。

厚生労働省(2025)によると、2024(令和 6)年の出生数は、前年の 72 万 7288 人より 4 万 1227 人減少の 68 万 6061 人となり、出生率も 1.15 と過去最低となり、日本の少子化が進んでいる¹⁾。

一方で、厚生労働省(2024)によると、在宅で生活する身体障害児(18 歳未満)は 2016(平成 28)年が 7 万 8 千人で 2022(令和 4)年が 9 万 6 千人、知的障害児(18 歳未満)は 2016 年が 21 万 2 千人で 2022 年が 28 万 2 千人、精神障害児(18 歳未満)は 2016 年が 1 万 4 千人で 2022 年が 4 万 5 千人と、いずれの障害児も年々増加しており、特に最重度である医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童)³⁾は、2005(平成 17)に 9,987 人であったが、2021(令和 3)年には 20,180 に増加している⁴⁾。

医療的ケア児が増加する背景には、「新生児医療技術が向上し、以前は助からなかった幼い命を救い出せるようになったこと」「NICU(新生児集中治療管理室)の普及により、保育器、人工呼吸器、輸液ポンプなど新生児用の高度な医療設備が整備され、24 時間体制で新生児の治療や管理が行えるようになったこと」が大きい⁵⁾。

しかしながら、2016(平成 28)年に、厚生労働省が全国の市町村を対象に実施した調査では、小規模な自治体を中心に、障害児保育としての基準を設けず、申し出があった場合には誰でも受け入れているという自治体がある一方で、医療的ケアが必要な子どもは受け入れないとする自治体、障害児は 3 歳以上のみを受け入れる自治体、障害児全般について受け入れていないという自治体もあり、医療的ケア児を受け入れている保育所は、わずか 1.6%であった⁶⁾。

本発表では、保育現場における障害児保育の現状と課題を明らかとし、考察のうえで各課題に対する対策の在り方を検討する機会としたい。

2. 調査概要

- 1) 調査方法：集合アンケート調査(留置式)
- 2) 調査期間：2025 年 1 月 1 日～2 月 28 日
- 3) 調査対象：A 県保育連盟主催の「障害児保育研修」の受講者 250 名(回収率 84.4%)
- 4) 調査項目：【基本属性】①性別、②保育経験年数、③施設・事業種別、④障害児保育の現状、⑤医療的ケア児保育の現状、⑤障害児保育を推進するにあたっての保育者自身の課題、⑥障害児保育を推進するに当たっての施設課題 等
- 5) 分析方法：IBM® SPSS® Statistics 30.0 を用いたクロス集計及び統計分析

3. 倫理的配慮

A 県の保育連盟等の調査研究委員会の協議・承認を得て調査を実施した。調査を実施する際は、参加者に説明を行い、承諾を得た方のみ無記名で調査を実施した。

4. 調査結果

研修の受講者は、各施設・事業所 1 名ずつであった。

1) 回答者の基本属性

- ①性別:回答者の内訳は女性 201 人(95.3%)、男性 8 人(3.7%)、その他 2 人(0.9%)であった。
- ②経験:回答者の内訳は 3 年未満 22 人(10.4%)、3 年以上～5 年未満 45 人(21.3%)、5 年以上～10 年未満 32 人(15.2%)、10 年以上～15 年未満 33 人(15.6%)、15 年以上～20 年未満 36 人(17.1%)、20 年以上 43 人(20.4%)であった。
- ③種別:保育所 102 人(48.5%)、幼保連携型認定こども園 69 人(32.7%)、認可保育事業所 11 人(5.2%)、企業型保育事業所 21 人(10.0%)、その他 8 人(3.8%)

2) 障害児保育の現状

- ①保育所の受入れ:受入れている 80 人(78.4%)、受入れていない 22 人(21.6%)
- ②幼保連携型認定こども園:受入れている 57 人(82.6%)、受入れていない 12 人(17.4%)
- ③認可保育事業所:受入れている 4 人(36.4%)、受入れていない 7 人(63.6%)
- ④企業型保育事業所:受入れている 13 人(61.9%)、受入れていない 8 人(38.1%)
- ⑤その他:受入れている 4 人(50.0%)、受入れていない 4 人(50.0%)

3) 医療的ケア児保育の現状

- ①保育所の受入れ:受入れている 10 人(9.8%)、受入れていない 92 人(90.2%)
- ②幼保連携型認定こども園:受入れている 8 人(11.6%)、受入れていない 61 人(88.4%)
- ③認可保育事業所:受入れている 0 人(0.0%)、受入れていない 11 人(100.0%)
- ④企業型保育事業所:受入れている 0 人(0.0%)、受入れていない 21 人(100.0%)
- ⑤その他:受入れている 0 人(0.0%)、受入れていない 8 人(100.0%)

5. 考察

規模の大きな保育施設である保育所、教育・保

育施設である幼保連携型認定こども園の方が、規模の小さい保育事業所よりも障害児を受入れている現状が明らかとなった。小規模保育事業所で受入れていない理由として、保育者のマンパワーやスペース不足や設備の不十分さの回答が殆どであった。また、個々の保育者の知識不足や技術不足が受入れの難しい理由として挙げられた。

また、医療的ケア児についても、規模の大きな保育施設である保育所、教育・保育施設である幼保連携型認定こども園の方が、規模の小さい保育事業所よりも障害児を受入れている現状が明らかとなった。小規模保育事業所で受入れていない理由として、保育者および看護職のマンパワーやスペース不足や設備の不十分さの回答が殆どであった。また、個々の保育者の知識不足や技術不足が受入れの難しい理由として挙げられた。

いずれも、全国調査と同様の結果であった。

6. 謝辞

本調査の審査・承認に助力を頂いた A 県保育連盟の皆様、本調査にご協力を頂いた「障害児保育研修」の受講者の皆様に感謝を申し上げます。

7. 引用

- 1) 厚生労働省「令和 6 年(2024) 人口動態統計月報年計(概数)の概況」2025
- 2) 厚生労働省「令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果の概要」2024
- 3) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(第 2 条)」2021
- 4) みずほ情報総研株式会社「保育所における障害児保育に関する研究報告書（平成 29 年 3 月）」厚生労働省、p9・p43、2017
- 5) トータルケアリポート編集部『『医療的ケア児』の定義とは？人口の推移や増える理由を解説』2024 年 5 月 14 日、株式会社土屋
- 6) みずほ情報総研株式会社「保育所における障害児保育に関する研究報告書（平成 29 年 3 月）」厚生労働省、p9・p43、2017

「本人と家族が担う不登校の身体症状の見えにくさ」 —経験過程から本人と家族が求めていたこと—

○田中典子（法政大学大学院）

本研究は、身体症状を持つ不登校当事者と保護者の経験過程を後方視的に検討し、支援ニーズの可視化を試みた。児童精神科医も少なく、専門の治療機関も限られる中、不登校生の7割に生じる身体症状については、教育現場の認識も低い。調査の結果、本人にとっては自身の身体症状に目が向けられていないため少しのことでもプレッシャーに感じられたこと、心の支えは同じ症状の仲間だったこと、保護者は見通せない不安から、不登校に関するデータや具体的な情報、先の展望となるような回復のきっかけや過程、社会復帰症例等の俯瞰情報(不登校マップ)を求めていたことが明らかとなった。

キーワード：不登校、身体症状、経験過程の可視化、不登校マップ

1. 背景と目的

2024年、小・中学不登校数¹は346,483人と11年連続増加で過去最高となった。この調査は教師による回答で、心身に纏わる要因項目は「無気力・不安」(51.8%)のみで、「身体症状」はなかった。これでは要因分析が不十分として委託調査²が行われ、三者間(教師・本人・保護者)の回答比較が初めて示された。体調不良・起きられない・不安抑うつなどの心身不調は児童生徒・保護者が7～8割の回答に対し、教師は2割弱と差が見られた。不登校の原因は何であれ不定愁訴を繰り返すことから始まり³、7割に体調不良がある⁴。学校、教師らの認識に低さを持つ不登校生の身体症状は、本人・家族にとってどのようなものか、本研究では、具体的な経験過程と支援を検討する。

2. 調査対象と方法

対象は、研究者が本人の中学時に相談対応した男子生徒(調査時20歳・大学2年)とその母親である。対象者の選択により記述式質問紙(保護者用と本人用)とし、後方視的調査を実施(2023.5)した。尚、相談時の記録は対象としない。

質問項目は、初発症状と時期・もっとも本人が辛かった状態・受診関連・もっとも大変だったこと・本人が安心できたこと・あれば良かったと思う対応や支援・その後の変化と現在の状態・支援についての意見、である。分析は研究者と公認心理師1名により質的内容分析法を用いた。倫理的配慮：調査は筆者所属大学院の倫理審査を経て(2023.3)本人、保護者の同意書を得て行った。

3. 結果 *『』は本人・保護者の記述要約

3-1 発症と症状の経過

家族：父・母・本人・妹。小学1年の3月東日本大震災後から天災への過度な恐怖心がみられ、以降、イライラ・高緊張・起床困難・傾眠・食欲減退・パニック様症状を呈した。複数の医療機関(入院もあり)で抗不安薬は一定の効果がみられたが、他薬剤の効果はなかった。診断名は複数あり、「考え方の癖」との指摘もあった。

3-2 本人の認識と体験

登校困難でも「行きたくない」とは言い出せず、周囲の声かけがプレッシャーとなった。『どう支援しても行けない時は、「行きたくない」と言い出せずにいるので周囲がどう声かけしてもプレッシャーになるだけ～登校できない罪悪感があった』一方で、柔らかな声かけや気を紛らわせる提案は安心感につながった。『「迷い猫がいるから見に来ない？」「給食は〇〇だよ」』

入院先での同症状仲間との出会いが回復の契機となり、進学意欲『高校から人生やり直す』や自尊感情の芽生えをもたらした。『デイケア・投薬・カウンセリングなど大人からのアプローチと違う友人との関係という支援が良かった』

3-3 本人が欲していた支援

罪悪感を軽減するような欠席容認の環境整備、「行きたくない」を言いやすくする雰囲気づくりが欲しかった。どうしても行けない時ときっかけがあれば背中を押される時があった。自身を『自分でも面倒な奴だと思うけど』と記述するように、自覚しつつも気質への理解を求め、柔軟で非強制的な対応を望んでいた。

3-4 保護者の体験と認識

小5～中1にかけてがもっとも大変で、暴れる・泣き続けるなどの状態があり見ているのも辛かった。社会との接点喪失から孤立感が増し、密接

な母子関係から追い詰められるような気持ちだった。支援機関では同じ説明を繰り返すも、十分な具体的助言が得られず疲弊した。受診先では『子ども自身を診ない定型的対応やオウム返し、共感のみで虚しく帰ることも多かった。周囲にも同じような親をたくさん見た』。体の成長と共に不穏時でも動かすことはできず膠着状態だった。支えは医師の肯定的かつ具体的な未来展望の言葉『僕の患者の大半は中2～3になると落ち着いて、それぞれ自分の落としどころをもみつけて進路を見つける。今は大変だけどこの時期を乗り越えて』だった。

3-5 回復と現在の状態

柔軟な課程を持つ高校進学による生活リズムと体力の獲得、入院経験が回復の起点になった。現在は、大学生となったが過度の緊張や体調不安を抱え、半期の休学・復学もあった。

4. 考察

本研究では、身体症状を持つ不登校の経験過程を検討し支援ニーズを可視化した。不登校研究は、心理的要因に焦点を当てたものが多く、身体症状は「不定愁訴」として軽視される傾向にあった²。医療分野でも鑑別は容易ではなく⁵、心身症への対処に関する実証的検討も十分ではない⁴。医療の早期対応が長期化を防ぐ⁶が、不登校経験者の6割強は学校健診が未受診⁷で早期発見も難しい。慢性的な児童精神科専門医不足^{8,9}もあり医療機関への相談には多くの日数も要している¹⁰。また青年期前期(10歳～12歳)までは身体的愁訴が非常に多いが中期以降は急速に減少¹¹するなど、段階的な見通しも示されているが、情報は届いていない。一方、医療と学校との連携は十分とはいえず¹²、連携不全が不登校の長期化に影響している⁹。一部の自治体(岐阜県美濃市)では、増加する不登校への新たな支援として、医療的支援が行われ、効果の報告¹³もあるが、全体的な支援策には至っていない。このように不登校の身体症状は制度的にも文化的にも重視されない構造が背景にあり、当事者の経験と一致した。したがって、教育現場に認識されにくい身体症状の回復の道程は、本人と家族が担っていた。

本人は、入院により居場所と同世代で同じ症状の仲間を得た。親密な仲間との関係が「居場所」感覚を育み¹⁴、仲間からの承認は自己肯定感を高める¹⁵。また、身体症状が軽視されることでプレッシャーも増していたことから身体症状のため

家にこもりがちな不登校生に対する、医療的な専門家のいる居場所の創設や治療機関情報、受診の勧めは早期が好ましくことがわかる。この点は、保護者の望む不登校のデータや回復のきっかけ例、段階的経過のようなマップ(俯瞰地図)が、情報の断片性や不安の増幅を防ぐ効果が期待される。

経験過程と希求する支援の可視化から、教育・医療・家庭の連携を促進する「情報のハブ機能」の整備、身体症状を含む不登校の段階的理解と見通しの資料提示(不登校マップ*)、同世代との関係性を重視した居場所づくり、柔軟で罪悪感を軽減する声かけ・環境調整、専門医療への早期アクセスと心理社会的支援の併用が示唆された。本研究は1事例のため一般化には今後の研究を要するが、身体症状による苦悩や希求する支援、現在の支援策に足りない観点を可視化した点に意義を有するといえる。

*不登校マップ様の情報として、千葉県など開示している自治体もあるが、データ情報は認められない。

謝辞：対象者のご協力に心より感謝致します。

参考文献—他の文献は発表時に提示

- 1 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
- 2 文部科学省委託事業 2024「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」公益社団法人子どもの発達科学研究所 浜松医科大学 子どものこころの発達研究センターp4
- 3 村上佳津美 2009「不登校に伴う心身症状-考え方と対応-」心身医 Vol.49 No.12 p1271-1276
- 4 森川夏乃 2015「子どもの心身症に関する研究動向と課題」東北女子大学・東北女子短期大学 紀要 No.54 p85-92
- 5 永光信一郎 2024「不登校と身体症状」精神医学 Vol.66 No.10 p1325
- 6 藤田光江ら 2017『不登校の絡む頭痛の対処法と予後』総合医学社小児科診療第 70 巻第 11 号 p1667-1672
- 7 石田まり 2019「不登校児童生徒の身体的健康と学校健康診断 - 不登校経験者への量的調査の分析」大阪公立大学人間社会学研究集録 14 p33-52
- 8 本田秀夫 2021.3.20「児童青年精神科診療の実態 - 慢性的な医師不足、抜本的改善が喫緊の課題」web 医事新報
- 9 森川夏乃 2023「心身症・起立性調節障害のある子どもと家族に対する心理的支援」『育療』第 73 号 p50-58
- 10 寺田道夫 2010「不登校児への早期対処Ⅷ」東海学院大学 紀要 4 p185-202
- 11 清水将之・鈴木祐一郎 1985「青年期と心身症 - 不登校問題を中心に -」心身医第 25 巻第 1 号 p74-79

医療従事者の喫煙習慣とストレス

—医療従事者多職種におけるアンケート結果より—

末國 明美（与野中央病院）

近年、喫煙の害は本人だけでなく周囲の人に及ぼす健康被害がより大きいという事もわかってきた。人々の健康や命を守る為に健康被害を認識し指導してゆくべき医療従事者であるが、多くの人が喫煙を好む。緊張感の走る医療現場や対応困難な患者様への関わり、時として職場環境や人間関係が医療従事者のストレスやプレッシャーへと変化してゆく。多くの医療従事者が喫煙を習慣とする事も一つのストレス反応の現象ではなかろうかと考えた。院内外で医療現場に従事している職員にアンケート調査を行い、喫煙やストレスの状況、喫煙とストレスとの関連性や影響を調査し、心身の健康維持や病気予防に役立てることを目的とし今後の課題を検討したい。

喫煙 健康被害 医療従事者 医療現場 対応困難患者 ストレス反応 人間関係

I. 研究目的

喫煙に関する考え方はここ数年、様々なエビデンスが蓄積され国際化、情報化により大きく変化してきた。きっかけとしてWHOによるたばこ規制枠組み条約の採択（2003年5月）健康増進法案の公布（2003年5月1日）、日本医師会の禁煙キャンペーン、地方自治体の独自の取り組み、日本呼吸器学会による禁煙宣言（第43回日本呼吸器学会総会）等がある。（北村 2004）埼玉県では、改正健康増進法に基づき、多数の人が利用する施設で原則屋内禁煙が義務化されている。また、埼玉県独自に「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」も認証されており、法律以上の対策を実施する施設が認証の対象となっている。受動喫煙対策は施設等の管理権限者及び管理者の義務となる。平成30年（2018年）に3つの趣旨（受動喫煙の防止、子どもや患者など健康の影響を受けやすい人々の保護、施設の種類や場所に応じた対策）により健康増進法が改正され、受動喫煙を防ぐための取り組みが「マナー」から「ルール」に変化した。

今回の研究目的として、令和2年（2020年）4月1日改正健康増進法の施行以降の現状を知る目的で、院内外において医療の現場に従事している職員へのアンケート調査を行った。喫煙率やス

トレスの状況、喫煙とストレスとの関連性や影響を調査し心身の健康維持、病気の予防に役立てる事を目的とした。

II. 研究方法

期間：2025年4月、Y病院に勤務する医療従事者70名に質問紙を配布・郵送し、無記名にて直接回収した。なお倫理的配慮については研究概要、自由意志による参加への同意と同意撤回の保障、不同意と同意撤回による不利益のないこと、回答の提出を以って同意と見做すこと、個人情報の保護、回答者への利益・不利益、研究に関する情報公開、利益相反、連絡先等を記載した説明書を質問紙とともに配布・郵送した。

質問紙は次の通りである。

①属性：職業・年齢・性別・現在の職業での経験年数・現在喫煙の有無・現喫煙者の禁煙の経験・非喫煙者の喫煙の経験。

②FTND（ニコチン依存尺度）：6項目の質問からなる身体的な依存度を測る尺度（0点から2点低依存、3点から6点普通、7点から10点高依存）

③喫煙動機評価尺度：喫煙の動機を5つの側面からとらえ、「刺激」「快楽・リラックス」「感覚・運動操作」「不快な感情の除去」「習慣」それぞれの強さを測定する。

④SRS-18心理的ストレス反応測定尺度：鈴木

(1997) 18項目4件法。抑うつ・不安、不機嫌・怒り、無気力の3つの下位尺度で構成。

⑤自由記述：参加者に喫煙及びストレス・ストレス解消法について述べて貰った。

III. 結果

調査対象者：67名より回収（回収率94.3%）。回収後、基本統計量を出し、喫煙習慣とストレスの相関分析及びSRS-18（抑うつ・不安）を従属変数とした回帰分析を行った。

表1 属性の基本統計量（n=67）

属性	度数分布/平均値±標準偏差
職種 [人(%)]	医師 4(6.0), 薬剤師 4, 看護師 33, 看護助手 8, 精神保健福祉士 1, 作業療法士 3, 管理栄養士 2, 栄養士 4, 調理師 4, 事務職員 3, 無回答 1
年齢	57.5±2.2歳
経験年数	21.3±12.8年
喫煙年数	34.8±15.4年

表2 喫煙習慣とストレスの相関分析（n=67）

	ニコチン依存度	不快な感情の除去	高揚・刺激	習慣	快楽・リラックス	感覚・運動操作	喫煙動機
SRS	.734**	.354	.519*	-.062	-.044	.008	.231
抑鬱・不安	.642*	.760**	.632*	.315	.462	.421	.705**
不機嫌・怒り	.657*	.311	.215	.275	-.026	.086	.241
無気力	.763**	.564*	.543*	.194	.182	.216	.472

*p<.05, **p<.01

相関分析ではSRS（上位・下位尺度）と有意な相関がみられた。ニコチン依存度、不快な感情の除去や高揚・刺激を求めて喫煙する人程、ストレスが強いという結果であった。

表3 SRS（抑うつ・不安）を従属変数とした回帰分析（n=67）

独立変数	β	有意確率
年齢	1.020	0.010
性別	0.010	0.932
経験年数	1.039	0.017
FTND 合計	-0.096	0.639
不快な感情の除去	0.648	0.048
高揚・刺激	-0.163	0.464

回帰分析では、年齢、経験年数、不快な感情の除去が有意で正であった。つまり年齢が高い、経験年数が長い、不快な感情の除去が喫煙動機の人ほど、抑うつ・不安が強かった。

自由記述では、ストレス管理や個人の気づきについて様々な記載があった。リラックスする為の具体的な方法、趣味を活用したストレスの軽減の

アイデア、向き合い方、更には個人的な気付き等様々な視点が共有されていた。飲酒・喫煙・ギャンブル・等が趣味である、非喫煙者であり敷地内禁煙になって良かった、自己のストレス解消法を振り返るきっかけになった等、の様々な意見の記述であった。

IV. 考察及び今後の課題

近年医療従事者の喫煙率は減少傾向にあるが、依然として一定数の喫煙者が存在する。医療機関の敷地内禁煙の取り組みが進む中、医療従事者が喫煙を実践する事は、患者への禁煙支援の説得力を高める要素となる。

瀬戸（1998）らの研究では、ニコチン依存度は喫煙年数が、11年以上から高くなることが明らかにされた。今回の調査において現喫煙の有無14.9%喫煙年数34.8±15.4年と言う数字は依存度が高いつまりストレス度が高いとも考えられる。喫煙者は非喫煙者の存在を意識し嗜好から依存に移行しない健康管理が要であると思われた。

禁煙に関する学びの推奨。喫煙がマナーからルールに変化している事の再認識。世代を超えた協働の働きの視点にて人間関係のストレスの軽減を図る。若年層とベテラン社員の豊富な経験やノウハウの組み合わせにより職場環境の改善に努める等が今後の検討課題と考えられる。

参考文献

- 看護職とたばこ （社）日本看護協会 2003
心理測定尺度集Ⅱ-95 1998 瀬戸正弘・高田清香他
経験年数別に見た保育者のストレス反応軽減に有効な支援の考察 2016 白石京子
喫煙動機評価尺度（RSAS）の作成ならびにニコチン依存が喫煙のストレスコーピングとしての役割に及ぼす影響 1998 瀬戸正弘・高田清香・小川恭子・上里一郎
医療機関における敷地内禁煙の意義 2009 清藤千景

5 歳児健診からみえる子どもの発達相談としくみ I

ーパイロットスタディとしての K 市の現状と心理相談の検証ー

白石京子（日本医科学大学校）

3 歳半健診から就学児相談の間をつなぐステップとして 5 歳児健診が行われるようになった。発達特性がある子どもの早期発見・早期支援・フォロー先へのつなぎと、生活習慣の見直しが大きな目的である。5 歳児健診は問診・聞き取り・行動観察・フォロー・心理相談だけでなく、集団健診と個別対応の支援も求められているが、初めての試みであり課題も多い。そこで本研究では健診スタッフを対象に質問紙調査を行い、健診の課題、心理相談の現状等を把握し、もって改善に資することとした。

母子保健法、行動観察、心理相談、スマホ育児、生活習慣

1. 研究目的

5 歳児は社会性やコミュニケーションの欠如が顕れやすい時期であり、二次的不適応を起こさないよう支援する必要がある（小枝 2008・平岩 2010）が、これまで 5 歳児を対象とした健診は行われなかった。しかし子ども家庭庁（2023）を受けて、関東都市部に位置する K 市でも、保護者や関係者に生活習慣を含む 5 歳児の姿を認識してもらい、就学期を迎えるための準備機会とするために、2024 年から 5 歳児健診を開始した。健診自体は着実に実施されているものの、初の試みであるがゆえに課題も散見された。そこで本研究では、健診の問題点や改善点、母親の不安や悩みを把握し、5 歳児健診の改良に資することを目的として、5 歳児健診スタッフを対象に質問紙調査を行うこととした。

2. 研究方法

2024 年 12 月から翌 2 月にかけて、5 歳児健診が行われた K 市保健センターにおいて、健診終了後、健診担当者 35 名に調査の目的と手順を説明し、全員から同意を得た上で質問紙を配布し、無記名で回答してもらい、その場で回収した。

質問紙は、属性（職歴、職種）、しくみ・制度の課題（5 件法。得点が高い程、課題が順調であったと感じていることを示す）、子ども・保護者の課題（5 件法。得点が高い程、課題をもつ子・保護者が多かったと感じていることを示す）等を問う項目から構成される。

得られた項目得点に対し、基本統計量を求め、職種を要因とするクラスカル・ウォリス検定（有意水準 10%）、相関分析（同 5%）、保護者との心理相談の内容別件数（最大値を 1 とした比率）の

1 歳半・3 歳半・5 歳児健診別比較を行った。

3. 結果

35 名全員から回収し、分析対象とした。平均職歴は 16.2±11.7 年、職種は保健師 12 名、心理士・師 6 名、理学療法士 9 名、言語聴覚士 3 名、事務 4 名、無回答 1 名であった。

3-1 基本統計量

しくみ・制度の課題では行動観察の時間が不十分、子どもの課題では姿勢保持、スマホ、日本語（保護者が外国人の場合）の課題がある子どもが多い、保護者の課題ではスマホ、日本語（保護者が外国人の場合）の課題がある保護者が多いと回答者は感じていた（表 1）。

表 1. しきみ・制度の課題

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦相	⑧	⑨	⑩全
	観察	観察	子	カン	人数	心理	談時	連携	啓発	ス
	項目	時間	把握	ファ	役割	誘導	間内			ーム
平均値	3.7	2.8	3.6	3.2	3.7	3.4	3.3	3.3	3.1	3.3
中央値	4.0	2.5	3.5	3.0	3.5	3.0	3.0	4.0	3.0	3.0
標準偏差	0.9	1.1	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	0.8	0.7

質問文：その項目に示す課題がスムーズだった（例「①観察項目はつけやすかった」）

表 1（続き）. 子どもの課題

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
多	こ	言	行	睡	食	コ	姿	情	反	生	ス	育	日	問
動	だ	葉	動	眠	事	ミ	勢	緒	応	活	マ	児	本	題
わ						ユ	保		な	習	ホ	環	語	多
り						持			い	慣	境			い
3.0	2.8	2.8	2.8	2.5	2.7	2.8	3.3	2.8	2.6	3.0	3.3	2.8	3.3	3.0
3.0	2.0	3.0	3.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	1.0	0.7

質問文：その項目に示す課題をもつ子どもが多かった（例「⑪多動の課題をもつ子どもが多かった」）

表 1 (続き). 保護者の課題

②⑥	②⑦	②⑧	②⑨	③①ネ	③①	③②	③③親	③④親	③⑤	③⑥
育児不安	精神	親	過	グレ	親子関係	夫婦関係	マホ	の本語	クレーム	問題多い
3.1	2.6	2.5	2.6	2.7	2.6	2.6	3.5	3.6	2.3	2.8
3.0	3.0	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5	4.0	2.0	3.0
0.9	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	0.6	1.0	0.7	1.0	0.8

質問文：項目に示す課題をもつ保護者が多かった（例「②⑨過干渉の課題をもつ保護者が多かった」）

3-2 クラスカル・ウォリス検定

職種を要因とした、項目得点のクラスカル・ウォリス検定の結果、言語聴覚士よりも保健師の方が、スマホ使用に課題がある子どもが多い、保健師よりも心理士の方が、親子関係や夫婦関係に課題がある保護者が多いと感じていたことが示された（表 2）。

表 2. 職種を要因としたクラスカル・ウォリス検定

	保健師 ^{a)}	心理士 ^{b)}	言語聴覚士 ^{c)}	p 値 ^{d)}	事後検定 ^{e)}
②②スマホ	4.0	3.0	2.0	.069	c<a
③①親子関係	2.0	3.0	3.0	.033	a<b
③②夫婦関係	2.0	3.0	3.0	.068	a<b

p<.10 の項目のみ掲載。d)クラスカル・ウォリス検定、e)ボンフェローニ法

3-3 相関分析

相関分析では、多動やこだわりの課題がある子どもは他の課題も多い、保護者に課題が多いと子どもにこだわりの課題がある、保護者が子どもの生活に過干渉な方が、子どもの食事の課題が少ない傾向が示唆された（表 3）。

表 3. 相関分析（一部抜粋）

	①②	①③	①④	①⑤	②⑥	②⑨	③①	③⑥
	こだわり	言葉	行動	睡眠	育児不安	過干渉	親子関係	問題多い
①①多動		.722**	.621**	.773**	.607**	-.399**	-.205*	-.369*
①②こだわり			.641**	.493**	.631**	-.596**	-.449*	-.486*
①⑥食事								
	-.073**	.224**	-.202*	-.193**	.013**	.444*	-.028	-.477*

*:p<.05, **:p<.01

3-4 心理相談件数の健診別・内容別比較

心理相談件数を健診別・内容別に比較すると、1 歳半児健診では言葉、かんしゃく、多動、育てにくさ、3 歳半児健診では言葉、こだわり、多動、育てにくさ、5 歳児健診ではかんしゃく、多動が

多かった。全健診に共通して多かったのは多動であったが、メディア（スマホ・ゲーム等）利用も一定程度見られた（図 1）。

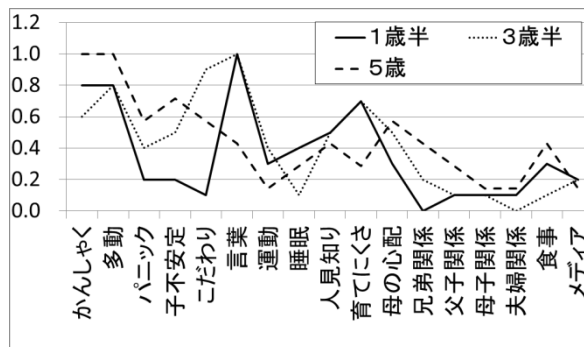


図 1. 心理相談件数の比較

4. 考察

5 歳児健診は、子どもの発達や保護者を支える「地域子育て支援システム」の重要な柱であり、心理相談は、子どもの発達だけでなく保護者のケア、親子関係の健全な発展を促進する役割がある。

調査結果からは、5 歳児は落ち着きのなさ（姿勢保持・多動）、スマホ利用等が課題であることが明らかにされた。また他歳児と比べると言葉・運動・育てにくさは減っており、言葉でのやり取りができるようになることで、育てにくさは減少傾向に転じたことが窺えた。一方、母親の心配や食事の相談は増えており、就学に向けての保護者の悩みが強まっていることが窺えた。これらの悩みの背景としては、保護者の①子育て知識（子どもの相手の仕方等）不足②孤独・不安・疲れ③育児情報収集の不適切さ、そして④父親の育児参加不足等が考えられる。一方 5 歳児健診の課題としては、行動観察時間の不足の不十分さ等が認められ、スタッフの配置・役割の再考や支援システムの確立等（子吉 2012）が求められる。

以上、健診や子どもの課題、保護者の悩みを把握することに得られた本研究の成果は、親子の精神的健康の維持増進だけでなく、5 歳児健診の質向上にも寄与できると推察する。

<参考文献>

- 小枝達也(2008) 5 歳児健診 診断と治療社
- 平岩幹夫(2010) 乳幼児健診ハンドブック 診断と治療社
- 子ども家庭庁(2023) 母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について。
- 子吉知恵実(2012) 文献から見る発達障害児の早期発見と支援継続のための 5 歳児検査の現状と課題 第 9 巻 石川看護雑誌 P131-P139

市区町村母子保健に携わる保健師の連携 —保健師へのインタビュー調査から—

丸谷 充子（和洋女子大学）

市区町村の母子保健に携わる保健師の連携の詳細を、KHCoder によるテキストマイニングを用いて分析を行った。階層的クラスター分析の結果、【健診など事業を機会に親とつながり支援につなげる連携】【他職種、関係機関と一緒に訪問する連携】【児童福祉担当部署との密な連携】【職場内、関係機関との連携の難しさ】【地区担当としての保健師の役割と連携】【電話による情報収集と情報共有による連携】【地区担当としてのケース対応についての連携】の7つのクラスターを見出した。

市区町村、母子保健、保健師、関係機関、連携、

1. 問題と目的

2024 年 4 月から「こども家庭庁」が始動し、同年 4 月には、母子保健法と児童福祉法を改正して、「子育て世代包括支援センター」と虐待や貧困などへの対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「こども家庭センター」の設置が全国の市区町村に努力義務となり、母子保健と児童福祉はより一層の連携強化が図られることとなった。

母子保健においては、従来の予防型、寄り添い型のポピュレーションアプローチに加え、児童福祉のハイリスク家庭へ介入型アプローチについて、相互の役割を尊重する連携において困難を抱えている現状がある。

本研究では、これまで市区町村の母子保健に携わる保健師が行ってきた連携の詳細とその課題を、保健師へのインタビュー調査を通じて明らかにし、今後の母子と福祉の一体的支援の体制の中で果たす母子保健の役割を明確にする上での一助とすることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 調査対象

調査対象者は関東圏の市区町村で正規職員として母子保健業務に携わる保健師とした。

(2) 調査時期

調査期間は 2022 年 2 月から 2023 年 11 月であった。

(3) 調査方法

対象者の指定する場所にて半構造化面接によるインタビュー調査を行い、語られた内容について、許可を得て IC レコーダーに録音して逐語録を作成した。

(4) 調査内容

調査内容は、初めに対象者の職務内容と相談の

受理から終了までの流れを把握し、所属機関内の連携、関係機関との連携について、連携の方法、現状と課題、業務上のストレスについて聞き取りを行った。

(5) データ分析方法

調査データの分析は KHCoder によるテキストマイニングを用いた¹⁾。データ化した回答内容は、データのエラーの有無を確認した。前処理段階で、「児童相談所」「子育て支援課」「保健師」「助産師」「母子保健」「関係機関」「妊婦健診」「新生児訪問」「健診」「保健センター」を強制出後する語の設定を行った。回答における表記揺れを統一するため、「子家」「こども家庭支援センター」「子育て支援課」を「子育て支援課」に統一した。分析は、回答内容の出現頻度を算出し、頻出語を抽出した後に、語と語の繋がりを探るために共起ネットワークおよび階層的クラスター分析を行った。階層的クラスター分析には、Ward 法を採用した。

3. 倫理的配慮：

文書及び口頭で調査の目的、内容、分析方法、個人情報に配慮した結果の公表について説明し、同意書への署名を持って同意を得た。なお、本研究は和洋女子大学人を対象とする研究倫理委員会の承認（倫理審査番 2101-1）を得て実施した。

4. 結果と考察

(1) 対象者の概要(表 1)

対象者は研究目的に照らし、経験年数、役職の有無による、業務内容と連携の詳細を明らかにするため、機縁法にて対象者を選定した。対象者の概要は表 1 の通りである。

表1 対象者の概要

人数	9名
性別	女性
年代	20代2名、30代1名、40代5名、50代1名(平均40.1歳)
現職の勤務年数	1年~26年(平均6.7年)
役職の有無	役職有6名、役職無3名
聞き取り時間	49分~1時間35分(平均1時間8分)

(2) 所属部署内の業務内容

所属部署内の業務内容は、地区担当、事業担当(妊娠届の受け付け面談、プレママプレパパ教室、新生児訪問、乳児健診、1歳半健診、3歳健診、フォロー健診、心理発達相談、発達に心配のある母子グループ、MCG、離乳食講習など)、庁内、関係機関との定例会議、不定期の会議等の開催、出席などであった。管理職1名を除き、担当地区を持ちながら、複数の事業を担当していた。

(3) 出現数上位の頻出語の階層的クラスター分析の結果(表2)

総抽出後数 25,850 (8,875)、異なり語数 1,818 (1,447) であり、出現数の頻出語は「言う」「人」「思う」「ケース」「感じ」「行く」「子育て支援課」「相談」「連絡」「お母さん」「保健師」「一緒」「健診」「担当」「結構」「訪問」「地区」「見る」「聞く」「保育園」の順に上位であった。それらの頻出語(最小出現数 30、最小文章数 1)の結びつきを探索するために、階層的クラスター分析を行なった結果、7つのクラスターに分類された。

表2 階層的クラスター分析の結果

1	健診、見る、支援、保育園、お母さん、来る
2	一緒、訪問、行く
3	多い、子育て支援課、結構
4	連携、今、困る、思う、人、感じ、言う
5	地区、担当、保健師、持つ
6	電話、連絡、聞く
7	自分、分かる、入る、ケース、相談

クラスター1は、「健診」「見る」「支援」「保育園」「お母さん」「来る」の単語からなり、実際の回答では「保育園からは健診の前に連絡がくること多くて、」等の内容がみられ、クラスター名は【健診など事業を機会に親とつながり支援につ

なげる連携】とした。

クラスター2は、「一緒」「訪問」「行く」の単語からなり、実際の回答では「地区の担当が継続的に入ったほうがいいっていう方は、助産師と一緒に訪問に行く」等の内容がみられ、クラスター名は【他職種、関係機関と一緒に訪問する連携】とした。

クラスター3は、「多い」「子育て支援課」「結構」の単語からなり、実際の回答では「やっぱり子育て支援課が、断トツ多い」等の内容がみられ、クラスター名は【児童福祉担当部署との密な連携】とした。

クラスター4は、「連携」「今」「困る」「思う」「人」「感じ」「言う」の単語からなり、実際の回答では「自分の部署内でも連携はやっぱり難しいなって。事務職さんだったり、栄養士さんだったり、視点が全然違う」「やっぱり顔が見える関係だったら言いやすいこともあるし連携もすごく取りやすい」等の内容がみられ、クラスター名は【職場内、関係機関との連携の難しさ】とした。

クラスター5は、「地区」「担当」「保健師」「持つ」の単語からなり、実際の回答では「妊娠中から担当の保健師が付いたほうがいいっていう方に関しては、妊娠の時からもうずっと介入を始める」等の内容がみられ、クラスター名は【地区担当としての保健師の役割と連携】とした。

クラスター6は、「電話」「連絡」「聞く」の単語からなり、実際の回答では「夜間救急とかに掛かったときに、健診情報を聞きたいって電話が来ます。恐らく担当の看護師さん」等の内容がみられ、クラスター名は【電話による情報収集と情報共有による連携】とした。

クラスター7は、「自分」「分かる」「入る」「ケース」「相談」の単語からなり、実際の回答では「自分のケースで困ったら係長にまず相談して、一緒に考えてもらう」等の内容がみられ、クラスター名は【地区担当としてのケース対応についての連携】とした。

(4) 考察

母子保健に携わる保健師は、個別のケースへの介入において、所属内外の保健師他多職種と、児童福祉担当部署を初めとする多機関と、電話、訪問、実施事業を活用した多様な連携を行い、同時に葛藤や困難も抱えることが明らかになった。

〈参考文献〉

1) 樋口耕一 <https://kncoder.net/>

森尚水地域教育実践の検討

藤田 毅（太平洋学園高等学校）

森は、日刊学級通信や日刊地域新聞の発行、そしてマンガ「まめだ先生」に代表される子どもの表現活動で知られる実践家であり、そこでは森の表現に即していえば、「子どもたちを地域の人たちと何千万、いや無数の糸で結びつけていかなくては」という姿勢をとってきた。そして、その森の実践は学校という枠をこえて、地域の中学・高校生たちを対象とした森の地域教育実践の特徴は何か。それは①教育運動とのかかわり、②子どもの居場所、③学力保障、④保護者の組織化と共同、そして⑤教師教育の視点である。

地域教育実践 教育運動 居場所 学力保障 組織化と共同

1. 研究の目的

森尚水は高知県で長く小学校教員をつとめた教育実践家である。森は臨時教員時代から退職まで6つの小学校につとめた。その間、森は6冊の教育実践の単行本、9冊の子どもの漫画をもとにした単行本をはじめ学級通信や詩画集を出版、そして50本以上の教育雑誌等への論文を発表してきた。その一方、森は長年にわたり地域教育実践、朝倉ゼミナールの活動を継続してきた。本稿では、森の地域教育実践について、学校教育実践とのかかわりを確認したうえで、歴史的な経過をたどりながら、実践の特徴と今日的意義や課題を、地域生活指導運動の視点をふまえつつ明らかにしていきたい。

2. 研究方法

森は生涯にわたって著書や論文を多数発表している。また、日刊学級通信や地域教育実践に関する現物資料も多数保存されている。それらをもとに分析をすすめた。さらに森のライフヒストリーの視点も加味した。

3. 森地域教育実践の前史

森は高校入学後、間崎英夫という数学教師に出会う。間崎は、森が1年生の終わりを迎える時に学校の教育に疑問を持ち退職しているが、その後森は高校の仲間とともに、2年間にわたり間崎が自宅や農協の2階を借りて行っていた無料の学習会に週2日ほど通い続けた。森は、1965年春、自らが卒業する高校の卒業式において、同級生の藤原義一、小池倍夫と連名で、「卒業生の声 非民主的な追手前の現状」というタイトルのビラを配布している。学習会で信頼できる大人に支えられたという経験、そして自ら通った高校における

非民主的な学校運営に対して行動して抗議の意思表示をするという高校時代の経験は、その後の大学、臨時教員時代の実践、さらには地域学習会を実践していく原動力になったと考えられよう。

森は1973年3月に大学を卒業後、2年間臨時教員を経験した。同年9月から高知市の朝倉小学校へ5年生の担任として赴任した。森は翌年2月に子ども会「森じゅく」をはじめた。森は、教員として実践をスタートさせた初年度に、地域での学習会を組織していたのである。実際には森の自宅だけでなく、友人の家なども会場となっていた。森はこのとき、「森じゅく」の目的を「朝倉を育てる学力」を子どもたちのなかに育むものと書いている。1975年4月、森は正規教員として採用され、旭東小学校に赴任し地域学習会を校区内の7つの居住地別に行っている。その後勤務した潮江南小学校、行川小学校、浦戸小学校においても、地域や学校で子どもの学習会を行っている。森は地域で学習会を行うことを教員生活において一貫して実践してきたのである。

4. 朝倉ゼミナールの活動の概要

森は、臨時教員として朝倉小学校に赴任した1973年、同僚教員に、朝倉地域で月1回行われていた『子どものしあわせ』読書会に誘われ参加した。その後同僚教員が転勤していったのち、森が担当を引き継いだ。読書会では毎回のように地域の保護者から学校と教師への不満が出された。ここでの活動が、後述の朝倉ゼミナールの活動につながっていく。

1983年7月、森は中学1・2年生2名との学習会をはじめた。朝倉で継続していた読書会で、近所の母親から相談を受けたことがきっかけである。1988年の段階で、森がかかわる学習会は、朝

倉6か所、行川1か所の計7か所となっていた。それらの学習会の集合体として、1988年4月に「朝倉中・高校生ゼミナール」が結成された。森は、朝倉ゼミナールを、単なる高校受験合格のための塾にしないため、保護者の主体的な参加を重視していった。朝倉ゼミナールには、学習会に参加する保護者だけでなく、子どもの学校のPTA活動にかかわる保護者、子どもが学校を卒業しても地域運動に取り組む人、活動に賛同する人などが、朝倉地域を中心に地域外からも多くの人々が会員として参加し活動を支えた。

1990年4月、朝倉ゼミナールの活動に賛同する人たちが集まり、7か所にわかれて行っていた学習会を1か所にまとめる拠点づくりをはじめた。ゼミナール館の完成をふまえて、全10条からなる朝倉ゼミナール規約もつくられた。第3条の目的は「本会は、朝倉の子どもたちが学習、文化、スポーツ活動を通して友達を大切に、友達と共に伸びていくように活動することを目的とする。」である。とくに学力や生活面で緊急性のある子どもを優先的に受け入れることも共通理解されていた。

2004年3月に森が小学校教員を早期退職してからは、森は朝倉ゼミの活動に専念して関わることとなった。とくにこの時期以降、児童養護施設からの参加者の割合が多くなったことも特徴としてあげられる。

5. 考察

森の地域教育実践の特徴を考察する。第1に、教育運動とのかかわりである。森が教員としての実践をはじめた1970年代は、教育課程の自主編成運動が高揚した時期であった。そして森が地域での活動を本格的にはじめた1980年代前半は、教育大運動をきっかけに地域懇談会運動が広がった時期である。第2に、子どもの居場所の視点である。朝倉ゼミナール館が完成した1990年前後は、不登校が増加し、私立中学校受験者の急増という事態から、とりわけ「公立の中学校は、そうした父母の不安を払拭させる説得性を持ちあわせていない」(1)と公教育のあり方が問い直される状況となっていた。第3に、学力保障の視点である。池谷壽夫は、朝倉ゼミナールの運動を「子どもたちの学ぶ権利を保障する実践である」(2)と評価している。また、2008年頃以降、「鉦路中3勉強会」をはじめ、無料塾の取り組みが全国各

地でうまれ、その後公営の学習支援もひろがっていったが、取り組みの中心はどちらかといえば、教育サイドというより医療・福祉サイドからであったなかで、朝倉ゼミナールは、教育サイドから子どもの学力保障に取り組んできた点が特徴的である。第4に、保護者の組織化と共同の視点である。朝倉ゼミナールは、保護者の主体的な参加に支えられていた。これらのことは地域生活指導運動の定義に合致していると考えられる。第5に、教師教育の課題である。そこでは、教師の専門性のとらえなおしが提起されている。

6. 課題

朝倉ゼミナールは、森の体調が悪化した2016年3月に中学生の部は活動を終了した。教育運動として朝倉ゼミナールを位置づけた際、学習支援や保護者の組織化の経験を持つ現職・退職教職員の集団的・恒常的なかかわりがもっとあれば、活動を終了することにはならなかったであろう。なぜなら、子どもの学習支援のニーズは、この間の生活困窮家庭が増加するなかで高まっていたからである。

また、森の地域教育実践を検討する際、1997年よりはじまった「土佐の教育改革」と森実践とのかかわりも重要な課題となる。森は「土佐の教育改革」を厳しく批判し続けたが、その批判の表層のみに着目するのではなく、改革の内実を問い直す契機として位置づけることが求められるだろう(3)。

付記 本研究は、森尚水氏のご家族よりご了承を頂いております。

引用・参考文献

(1) 村山士郎「学校・教育を選び自由と子どもの居場所づくり」教育科学研究会編『現代社会と教育③学校』大月書店、1993年、67頁。

(2) 池谷壽夫「戦後高知県子どもの歴史(高知県)」高知大学教育学部教育学教室<戦後高知県地域学校史研究>プロジェクトチーム『地域と学校—高知県における地域史・学校史関係資料・文献の現状と<地域・学校・教育>をめぐる諸問題—』1990年12月、201頁。

(3) 眞原里実、和井田清司『「土佐の教育改革」と教職員』日本教育学会特別課題研究「教育改革の総合的研究」委員会『教育改革の総合的研究第三集』2003年8月、155頁。

歴史教育者による「生きた歴史学」の試み

—歴史教育者協議会による「福田村事件」の掘り起こしを題材として—

○加藤 誠之(高知大学教育学部) 中尾 忍(香川県歴史教育者協議会)

1923 年 9 月 1 日に発生した関東大震災に際しては自警団による朝鮮人虐殺が発生し、千葉県福田村(現野田市)では香川県から菓の行商に来ていた一行 15 人のうち 9 人が自警団によって殺害される事件(福田村事件)が発生した。この事件は千葉歴史教育者協議会及び香川歴史教育者協議会に所属する中高教員によって掘り起こされ、2000 年代に入って慰霊碑が建立された。

キーワード：関東大震災、朝鮮人虐殺、福田村事件、歴史教育者協議会

1. 目的と方法

映画「福田村事件」は関東大震災時の朝鮮人虐殺及びこれに伴う日本人虐殺を取り上げて大きな反響を呼んだ。この事件は千葉県・香川県の中学校・高等学校で歴史を教える教員によって掘り起こされた。本稿では文献研究により、歴史教育者による「生きた歴史学」の試みを明らかにする。

2. 倫理的配慮

本稿で登場する人物の中には既に実名が明らかになっている方もいるが、本稿では仮名とした。

3. 福田村事件の概要

1923 年 9 月 1 日の関東大震災では「不逞鮮人」に関する流言が流布し、自警団による朝鮮人虐殺が発生した。同月 6 日には千葉県福田村(現野田市)で香川県から菓の行商に来ていた一行 15 人のうち 9 人が朝鮮人と誤認され、自警団によって殺害された(福田村事件)。被害者は香川県の被差別部落出身で、地元で安定した職に就けず行商で生計を立てていた。福田村事件は朝鮮人差別だけでなく部落差別にかかわる問題であった。

4. 千葉県歴史教育者協議会による関東大震災時の朝鮮人虐殺の掘り起こし

千葉県では歴史教育者協議会の教員により関東大震災時の朝鮮人虐殺の掘り起こしが行われていた。平形千恵子(千葉県歴史教育者協議会、高等学校教員)は千葉県歴史教育者協議会『房総の民衆の歴史と現実—現地見学案内—』(1975)の中で「関東大震災と船橋における朝鮮人虐殺」を掲載した。大竹米子(千葉県歴史教育者協議会、中学校教員)は 1976 年に習志野市立第四中学校郷土史研究部の活動として聞き取り調査を行い「大和田における朝鮮人虐殺事件」(千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者追悼・調査実行委員会準備会、歴史教育者協議会船橋支部、千葉県自治体問題研究所船橋支部共編『関東大震災と朝鮮人—船橋市とその周辺で—』(自治研版「船橋の歴史」資料編第 1 集、1978)の中で「阿部こうさんからの聞き取り—大和田新田—」等を掲載した。大竹は「中学校教育実践選書」編集委員会編著『クラブ活動のすすめ方—部活動—』(あゆみ出版、1983)の中にも「朝鮮人虐殺事件の掘り起こしから—郷土史研究部—」を掲載した。千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者追悼・調査実行委員会は千葉県歴史教育者協議会・千葉県自治体問題研究所船橋支所との共編で 1979 年に『関東大震災と朝鮮人—習志野騎兵連隊とその周辺—』(資料編第 2 集、1979)を刊行して 1979

年 9 月 1 日付け朝日新聞で報道され、1983 年に『いわれなく殺された人びと—関東大震災と朝鮮人—』（青木書店、1983）を刊行した。

5. 香川県歴史教育者協議会による福田村事件の掘り起こし

平形は上記報道後間もなく関西在住の「小田さん（仮名）」から「殺されたのは、朝鮮人ばかりではありません。日本人も殺されたのです（後略）」という電話を受け、この事件の掘り起こしを石井雍大（香川県歴史教育者協議会、高等学校教員）に依頼した。石井は 1984 年、久保道生（香川県歴史教育者協議会、香川県公立高等学校教員）と共に福田村事件被害者の遺族に聞き取り調査を行った。また、石井は福田村事件の生存者を探し当てて聞き取り調査を行った。その成果は以下の文献に記載されている。

- ①石井雍大「関東大震災・もう一つの悲劇—朝鮮人と誤認されて殺された人びと—」（香川女性史研究会『草稿』第 2 号、1986）
- ②石井雍大「いわれなく殺された人々」（香川県高等学校教育研究会同和教育部会『高同研』第 12 号、1989）
- ③石井雍大「生き残った人の証言—解説および聞き取り—」（千葉福田村事件真相調査会『福田村事件の真相』第 1 集、2001）
- ④石井雍大「千葉県福田・田中村事件研究の歩み—混乱の中で殺された日本人—」（関東大震災 80 周年記念行事実行委員会編『世界史としての関東大震災—アジア・国家・民衆—』日本経済評論社、2004）
- ⑤石井雍大「いわれなく殺された人々」（『青い目の人形』（共同ビデオ制作株式会社、1994、上記②の再録）
- ⑥石井雍大「関東大震災・もう一つの悲劇／福田村事件—朝鮮人と誤認されて殺された人びと—」（『季論 21』第 21 号、2013）。

更に、石井は学習教材「社の樹は見ていた—物語・福田村事件—」を作成し、これを「福田村事件の真相」編集委員会編『福田村事件の真相』第 3 集（2003）に掲載した。豊中町立豊中中学校はこれを朗読劇に脚色し、2002 年に上演した¹。

6. 福田村事件に係る研究成果の普及

福田村事件の学習会は 1999 年に香川県三豊郡豊中町（現三豊市）で始まり、同年 11 月に「野田での臨地研修」が行われた²。翌年 3 月に豊中町で「千葉福田村事件真相調査会」、同年 7 月に千葉県で「福田村事件を心に刻む会」が結成された³。香川県観音寺市では 2000 年 9 月 2 日に第 1 回福田村事件真相報告会、2001 年 9 月 1 日に第 2 回福田村事件報告会、2002 年 8 月 31 日に第 3 回福田村事件報告会が開催された⁴。2003 年 9 月 6 日には圓福寺大利根霊園に関東大震災福田村事件犠牲者追悼慰霊碑が建立された⁵。

注

- 1 石井雍大原作・豊中町立豊中中学校脚色「社の樹は見ていた（三幕）—福田村事件—」（「福田村事件の真相」編集委員会『福田村事件の真相』第 3 集、2003）参照。
- 2 石井雍大「関東大震災・もう一つの悲劇—朝鮮人と誤認されて殺された人びと—」（『季論 21』第 21 号、2013）参照。
- 3 中嶋忠勇「犠牲者のご冥福をいのる」（千葉福田村事件真相調査会『福田村事件の真相』第 1 集、2001）及び市川正廣「これまでの経過と今後の課題」（「福田村事件の真相」編集委員会『福田村事件の真相』第 2 集、2002）参照。
- 4 第 1 回については中嶋の前掲稿、第 2 回については「福田村事件の真相」編集委員会の前掲書（2002）の口絵、第 3 回については中嶋忠勇「あとかき」（「福田村事件の真相」編集委員会、前掲書（2003））参照。
- 5 石井雍大「関東大震災・もう一つの悲劇／福田村事件—朝鮮人と誤認されて殺された人びと—」（『季論 21』第 21 号、2013）参照。

キリスト教の教会内における人間関係 —赦し合うことについて—

大森孝志（大阪玉造キリストの教会）

聖書の『エペソ人への手紙』の中に次の一節があります。「お互いに親切にし、心の優しい人となり、神がキリストにおいてあなたがたを赦してくださったように、互いに赦し合いなさい。」（エペソ人への手紙 4 章 32 節）。ここではお互いに赦し合うことが大切であると教えられています。なぜ赦し合うことができるのか、また実際に教会内で問題が起こったときにどのように対処すればよいのかについて『マタイの福音書』で教えられている内容を見ていきます。

罪、 罪の赦し

1. 基本的な事項の説明

1-1 聖書とは

66 冊の書物がまとめて綴じられています。これらは約 1500 年間にわたり、40 人あまりによって書かれたものです。神が一人ひとりの著者を導き執筆させました。ですから調和と統一性があります。

今回使用するテキストは、聖書の中の『マタイの福音書』です。イエス・キリストの弟子の一人であるマタイがイエスの生涯を記録したものです。

1-2 教会とは

イエス・キリストを信じる人たちの集まりです。

1-3 イエス・キリストは誰なのか

イエス・キリストは神の子です。神の子であるということは神であるということです。神である方が人としてこの世に生まれ、約 33 年間の生涯を送られ十字架上で死なれました。

1-4 罪とは何か

聖書がいう罪は、人を造り、人を愛している神がおられるのに、人が神を離れ、それぞれ好きなように生きていることです。また神が示された命令を守らないことです。その命令は、神を愛することと隣人を自分自身のように愛することに要約されます。そして聖書は「義人はいない。一人もない。」（ローマ人への手紙 3 章 10 節）と言っています。

1-5 イエス・キリストは何をしたのか

人間は自分の罪を自分の力で取り除くことはできません。そして罪があるままでは神のもとに行くことができません。

イエス・キリストは父なる神の計画に従い、すべての人間の罪をその身に引き受け、自らが罪人となって、十字架の上で死なれました。そして墓に葬られましたが、三日目によみがえりました。

今は神の右の座に着き、信じる人たちを守ってくださいます。イエス・キリストを信じる者は罪が赦され、神とともに永遠に生きるようになります。

1-6 兄弟とは

イエス・キリストを信じる者は神の子とされます。父が神で、その子たちは兄弟や姉妹になります。信者同士を兄弟や姉妹と呼んでいます。

2. テキスト

新日本聖書刊行会翻訳 新改訳聖書
マタイの福音書 18 章 15 節～35 節

3. 要約

3-1 15 節～20 節の要約

教会内で兄弟（姉妹）があなたに対して罪（悪口を言う、礼儀に反する行為をする、傷つけるなど）を犯した場合、どう対応すべきかが 4 つのステップで示されています。

① 傷つけられた人が罪を犯した人とふたりだけで話をし、その行為を責める。

一般的に人は人と対決したくはないです。自分が傷つくような思いをしたら、その人のことを心の中でずっと悪く思っていたり、人に陰口を言ったりします。あるいはその人から離れます。しかし、そうしたことで問題は解決しません。自分の感じていることを率直に相手に伝え、その人の行為を責めることで相手に過ちを知らせることができ、謝るチャンスを与えることができます。また、自分が誤解していて相手を誤って判断していたことがわかる場合もあります。その時には自分が謝ることができます。ふたりだけで兄弟の罪を責めることは和解をもたらす大切な道筋です。

② ひとりかふたりを連れて行って、悔い改めを迫る。

兄弟が本当に罪を犯していることが確認できて、それを指摘しても聞き入れないなら、自分の他にひとりかふたりを連れて行き話をします。

③ それでもだめなら教会に告げる。

信者の集まりで事実を告げます。

④ それでも拒否したら、教会の交わりから追放します。

これは教会を罪が横行することから守るという意味もありますが、その人が教会に集えなくなったことで自分が犯した罪の結果を自分で見て、悲しみ、罪を悔い改める機会を与えるためです。その兄弟が悔い改めたら交わりに回復します。

人を責めるということは、一步間違えれば大変なことになります。この問題にかかわっている人たちは心をつ一つにして、正しい判断ができるように神に祈り求めることが必要です。神のみこころに沿った祈りはかなえられます。

3-2 21節~35節の要約

弟子の一人がイエスに、兄弟が罪を犯した場合、七度まで赦せば十分ですかと尋ねました。イエスは七度を七〇倍するまで赦しなさいと言われました。人間が思いつく赦しと、神が考えておられる赦しは桁外れに違います。

イエスは神を地上の王にたとえて、神の赦しとはどのようなものかを説明されました。

王に1万タラント(現在のお金で約6000億円)借りのあるしもべが王のところに連れて来られました。到底支払える額ではありません。王は彼に、自分も妻子も持ち物全部も売って返済するように命じました。それで、このしもべは、王の前にひれ伏して、「どうかご猶予ください。そうすれば全部お払いいたします」と言いました。それを聞いた王はどうしたのでしょうか。なんと王はこのしもべをかわいそうに思って彼を赦し、借金を全部免除してやりました。

信じられないようなことですが、神はそのようなお方です。私たちに到底払いきることのできない負債があっても、お願いすればすべて赦して下さいます。神の赦しは私たち人間が測り知ることのできないほど大きく完全です。

ところが、このしもべは出て行くと、同じしもべ仲間、彼から百デナリ(約100万円)の借りのある者に出会いました。彼はその人をつかまえ、首を絞めて、「借金を返せ」と言いました。王に憐れんでいただき、6000億円の負債を赦しても

らったのですが、自分に100万円の借金のある仲間を赦すことができません。

彼の仲間は、ひれ伏して、「もう少し待ってくれ。そうしたら返すから」と言って頼みました。しかし彼は承知せず、連れて行って、借金を返すまで牢に投げ入れてしまいます。

事の成り行きを見た彼の仲間たちが、その一部始終を王に報告しました。そこで、王は彼を呼びつけて言いました。「悪いやつだ。おまえがあんなに頼んだからこそ借金全部を赦してやったのだ。私がおまえをあわれんでやったように、おまえも仲間をあわれんでやるべきではないか。」

こうして、王は怒って、借金を全部返すまで、彼を獄吏に引き渡しました。イエスは「あなたがたもそれぞれ、心から兄弟を赦さないなら、天のわたしの父も、あなたがたに、このようになるのです。」という言葉で締めくくります。

罪とは、人を造られ、人を愛している神がおられるのに、神を離れて、人がそれぞれ好きなように生きていることです。また、神を愛すること、隣人を自分自身のように愛することに要約される神の命令を守らないことです。そして神の目から見ればすべての人は罪人です。

しかし、神はそのような人間の罪をすでにあがなわれました。神の子イエス・キリストが人間のすべての罪をその身に引き受け、私たちに代わって罰を受けました。それを信じる者はだれでも罪の赦しを受けることができます。

教会に集う信者は自分が罪赦されたものであることを信じています。6000億円分の罪ですから、かなり大きな罪を赦していただいていることになります。

私たちが、七度を七十倍するまでの回数人を赦さなければならない理由は、自分たちが罪赦された者だからです。そして、神が私たちを憐れんで私たちの罪を赦してくださったように、私たちが人の罪を赦すべきだからです。

前半部分の要約で罪を犯した兄弟を責める必要があることをお伝えしましたが、その教えの土台にあるのは、憐れみと赦しであり、兄弟を責める目的は、罪を犯した兄弟が改心し、私たちがそれを赦すことです。

架空の物語の登場人物の言動から見る自閉スペクトラム症的特性 —『ウマ娘プリティダービー』よりミホノブルボンから—

○中川祐志（大手前大学・非常勤講師）

自閉スペクトラム症（ASD）は対人・社会面で課題を伴うが、「発達障害天才説」では特性が才能とされる。「ASD＝不器用」とされるが、プロサーファーとして活躍するアスリートも存在する。この背景から、本研究はゲーム『ウマ娘プリティダービー』のミホノブルボンの言動を分析し、ASDの多様性を探求する事と個別支援計画の策定を支援する事を目的とする。結果ミホノブルボンの言動はASD特有の心の理論の問題を示すが、特性が友人関係構築に寄与すると考察された。

自閉スペクトラム症、発達障害天才説、個別支援計画、ウマ娘プリティダービー

1. 問題の所在と目的

近年、教育や福祉の現場では自閉スペクトラム症（ASD）の当事者への支援が注目されている。

ASDは「心の理論」の困難さに特徴づけられ、社会的文脈の理解が難しいため、いじめ、不登校、適応障害といった問題が生じやすい。

一方、ASDの特性が才能として人類史に貢献したとする「発達障害天才説」も注目されてきた。

例えば、不登校となったASD当事者が鋭い感覚を活かしてコーヒータピオラとして活躍した事例もある。これらは、ASD当事者の社会適応に「居場所」と「特性理解」が不可欠であることを示す。しかし、多くの当事者が日常的スキルの不足に直面していることからASD当事者の多様性について理解することが求められている。

このような背景から本研究では「発達障害天才説」を活用しつつ、努力や生き方に焦点を当てた視点で、多様なASD特性の理解を深め、個別支援計画の策定を支援する事を目的に、架空の物語の人物の言動からASDの特性について考察を行う。

2. 研究方法

ゲーム『ウマ娘プリティダービー』※1に登場するウマ娘「ミホノブルボン」※2を対象とし、メインストーリー第1部の第2章やサポートカード、バレンタイン等のイベントから言動を抽出し、ASDの心理特性について考察を行う。

ミホノブルボンを対象として選んだ理由は、ASD当事者には手足に不器用な傾向がありスポーツを苦手とすると言われている。

しかし、実際にはASD当事者のアスリートとしてサーファーのクレイ・マルズがプロとして成功しつつ社会的課題を抱えた事例が存在する。このことは運動能力とASD特性の共存を示し、ス

テレオタイプの見直しを指示すると言える。

DSM-5においてASDの不器用性について触れられてはいるが診断における絶対的な条件ではない。筆者は「ASD＝不器用(スポーツが苦手)」というステレオタイプな考え方が定着してしまうと、「運動神経が良ければASDではない」という考え方になり、苦しんでいる当事者が見過ごされてしまう危険性があると考えている。

この観点から筆者はアスリートタイプのASDを説明する資料が必要であると考え、近年、様々なメディアにて人気のあるコンテンツとされる『ウマ娘プリティダービー』からその登場人物であり周囲からサイボーグと評されるミホノブルボンを対象として取り上げた。

数あるウマ娘の中からミホノブルボンを選んだ理由としては、その言動が奇異と言うだけでなく、ミホノブルボンに関するゲーム内の様々なイベントにおいて人間関係を築くという事がテーマに置かれていたからである。

尚、本研究において架空の物語の登場人物を対象として用いる理由であるが、家島(2006)は生き方に影響を与えた人物について大学生を対象とした調査では「こうになりたい」「こうはなりたくない」人物でそれぞれ「アニメ・マンガの登場人物」を挙げている。

この様にマンガの登場人物が読者のライフスタイルに影響を及ぼすというのであれば、ファンタジーに傾倒する傾向にあるASD当事者にとって有用な資料になり得る可能性が考えられる。

また、マンガなどの架空の物語の登場人物の言動から発達障害の心理的特性について考察した研究には前例があり、マンガ『バクマン。』の登場人物である新妻エイジの言動からASDの特性を考察したものがある(中川、2015)。

3. 結果と考察

ミホノブルボンのサイボーグと評される事もある言動には TPO に応じた対応の困難がある「社会性の問題」、他者の言外の意味を理解する事に困難がある「コミュニケーションの問題」、考え方に広がりを見せない「想像力の問題」と言った ASD 的な心理特性と共通している事と人間関係作りにおいても ASD 的な心理特性に合わせた方法でそれを可能にしている事が考察された。

例えば、サポートカードのイベントにて友人であるライスシャワーから、気持ちが顔には出ないが、言動の裏表の無さが好感を持たれている場面がある様に、ミホノブルボンの ASD 的な心理特性は時に他の生徒達との意思疎通に齟齬を生じさせる事もあるが、良好な関係を築く事にも繋がっている。ここには関わりのある友人達が心優しいという設定だけでなく、ミホノブルボン自身が友人達に歩み寄ろうとする姿勢があり、その事が他者との円滑な人間関係を構築する事に繋がったのだという事が考えられた。この事は支援計画設計に活かせる可能性があると考えられる。

註

※1: Cygames が 2021 年から配信する『ウマ娘 プリティーダービー』は、実在の競走馬を基にした少女「ウマ娘」がレースにて勝利を目指すゲームで、プレイヤーはトレーナーとしてウマ娘を育成する。本研究はゲームを底本とする。

※2: トレセン学園高等部に所属するウマ娘、常に物事を数値でとらえ、無表情かつ無機質に目的を遂行することからサイボーグと呼ばれる。得意な脚質は逃げであり、クラシック三冠(皐月賞・日本ダービー・菊花賞)ウマ娘になる事を目標としている。モデルは実在した競走馬のミホノブルボンである。

参考文献

・井上敏明(2008a):「発達障害と刑事裁判—高機能自閉(アスペルガー症候群)を中核とした奇異な犯罪心理の新しい見方の考察—」『芦屋大学論叢第四十九号特集「アスペルガー研究Ⅱ」』pp7-54

・井上敏明(2008b):「教育に活かすアスペルガー症候群の見方—事件、事例、エピソード、心理所見等による臨床教育学的考察—」、『芦屋市カウ

セリングセンター研究紀要』、第 10 号、pp2-26

・岩野響(2017):『15 歳のコーヒー屋さん—発達障害のぼくができることからぼくにしかできないことへ—』KADOKAWA

・家島明彦(2006):「理想・生き方に影響を与えた人物モデル」、『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 52 号、pp280-293

・中川祐志(2015):「天才と呼ばれるマンガキャラクターの言動から見るアスペルガー症候群的特性—「バクマン。」に登場するキャラクター新妻エイジの能力と魅力、その根幹となる個性についての考察—」、『人間関係学研究』、第 20 巻第 1 号、pp79-94

・Fitzgerald.M.(2005): The Genesis of Artistic Creativity. Jessica Kingsley Publishers

井上敏明監訳 (2009): 天才の秘密 —アスペルガー症候群と芸術的独創性—、世界思想社

・DVD(2008):『Clay Marzo "Just Add Water"』Quiksilver.co.ltd

・Cygames(2021): ウマ娘プリティダービー

・DVD(2008):『Clay Marzo "Just Add Water"』Quiksilver.co.ltd

・American Psychiatric Association(2022)

:Desk Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-5-TR

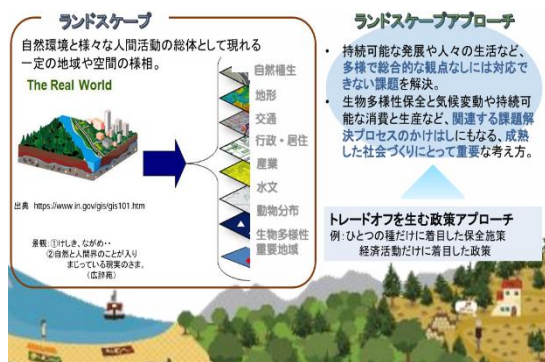
高橋三郎、大野裕監訳、染矢俊幸、神庭重信、尾崎紀夫、三村將、村井俊哉、中尾智博訳(2023):『DSM-5-TR—精神疾患の分類と診断の手引—』、医学書院

日本のランドスケープは少子高齢化に伴いどこに向かうか —欧米と日本の相違—

○広田 佳与子（寝屋川市都市計画審議会市民代表 主任介護支援専門員・社会福祉士）
高齢者の健康寿命延伸に伴い、「住まい」「空間づくり」そして「空間のありかた」「環境」が急速に変化してきた。ランドスケープの視点から、少子高齢化が急速に進む日本の将来について考えたい。

ランドスケープ、少子高齢化、欧米との比較

1. はじめに



環境省 目指すべき持続可能な社会を実現するための方向性について（地域循環共生圏）より

https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000111068.pdf

ランドスケープとは、「人間と自然が相互に作用して作り出す、空間全体のあり方」を意味し、「人々の生活や文化と密接に結びついた環境」として捉える。景観の保全・創出だけでなく、生態系の保全、防災、人々の交流促進など、多岐にわたる機能を持つ空間をデザイン・計画・管理する概念である。

2. ランドスケープはなぜ必要か

持続可能な社会を築く上で欠かせない要素であるランドスケープは、美しい景観の提供と心の安定をもたらすものである。その理由としては、

- ① 環境保全
- ② 防災
- ③ 健康増進
- ④ 文化的価値の継承
- ⑤ 経済的効果：地域価値の向上
- ⑥ 社会的なつながりの促進

などがあげられる。

3. 欧米におけるランドスケープの取り組み例

3-1 オランダでの取り組み¹⁾

人口約 1,747 万人、面積は 41,864 km²、日本の九州と同じ大きさの国であるが、国土が狭く人口密度が高いため都市部に多く住む。

①近所の人から家庭用品などを貸し借りできる地域のシェアリングサービス：「Peerby（ピアビー）」

②農業コミュニティ「ヘーレンブーレン」協同組合

③自転車中心のまちづくり
を行うことにより、地域問題の解決を通じて人々のつながりを強化し、地域の持続可能性を向上させている。

3-2 ドイツでの地方創生の取り組み²⁾

① 農村地域の産業再生：小規模な農家が協力して共同経営を行う取り組み

農村地域に工場や研究機関、観光施設などを誘致し、新たな雇用の創出や地域経済の活性化や地域住民の参加や協力が重要。

② デジタル技術とイノベーションの活用
農業や製造業などの伝統的な産業において、スマートファームングシステムというデジタル技術を導入し、効率化を推進。地方企業の競争力を高め、持続可能な開発。

③ 若者の地域定住促進
・定住するよう基本的なインフラの整備や文化・スポーツの活性化等環境を整備。
・仕事や企業の機会を創出
・若者の参加と意見の反映を重視した地方政策の実施

4. 日本におけるランドスケープの取り組み例

	まちづくりに成功している自治体の特徴	まちづくりが思うように進まない自治体の特徴
住民参加	高校生・企業・NPO など、多様な主体を巻き込む仕組みがある	行政主導が中心となっていて住民の関与が少ない
資金調達	民間投資、クラウドファンディングも活用している	公的補助金頼みのため、財政基盤が不安定である
官民連携	企業や大学と連携し、まちづくりを共同で推進している	官民の意思決定スピードが合わず、調整が不足している
人材確保	外部の専門人材を積極的に招いている	専門人材が不足しており、ノウハウも蓄積されていない
デジタル活用	ICT 導入により、情報共有・申請手続きの簡素化を実施している	情報発信が不足しており、住民の認知度も低い

まちづくりに一定の成功を収めている自治体

と、まちづくりが思うように進まない自治体には、違いがある。³⁾

4-1 日本での取り組み成功例

① 名古屋市



(出典) 第1回「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」名古屋市資料

② 日本橋

日本橋では、歴史や伝統に根差しつつ、ライフサイエンス・イノベーションの拠点という新たな意味づけを付与したまちづくりが進められている

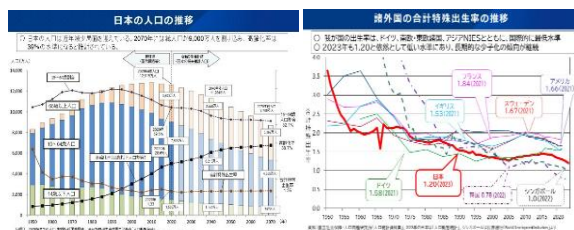


(出典) 第2回「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」七尾克久ゲスト委員資料

5. 少子高齢化に伴う日本のランドスケープの未来

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

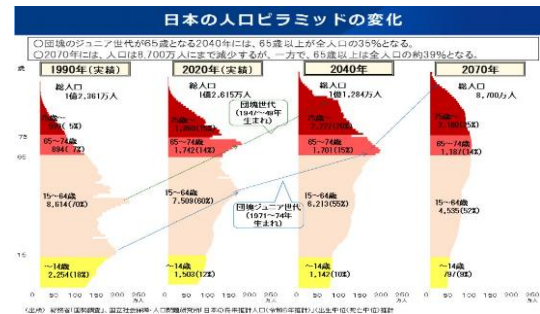
また、団塊の世代の方々が全て75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されている。



厚生労働省 人口の推移、人口構造の変化

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html

我が国日本は、豊かな四季と多くの自然や文化に育まれてきた。地域における土地の人々との営みの中で、庭園文化の影響を受けながら、繊細なデザインや自然との調和を重視してきた。



しかし、少子高齢化に伴い、労働力の減少による経済成長の鈍化、ライフスタイルの変化、人口減少による地方都市の存続が厳しさを増し、自然災害の多い日本において、インフラの点検だけでなく、都市化の進展に伴う防災や環境問題への対応、空き家や耕作放棄地の活用などが課題となっている。

そのため、持続可能な都市政策として、生活利便性の維持・向上を目的とし、居住や生活機能を集積するという「コンパクトシティ化」に対応したランドスケープデザインが求められる。高齢者や子供にとっては、安全で快適な空間づくりが重要である。気候変動対策としてのインフラを整備し、バリアフリー化された公園や歩行空間の整備、運動機能維持を目的とした施設の設計、健康寿命延伸のための運動機能維持や認知症予防に配慮した空間設計が必要になってくるであろう。

また、地域コミュニティの活性化として、多世代間交流ができる場所の創出、地域資源、空き家や遊休地の活用等、多文化共生社会に向けた空間づくり、持続可能な社会に向けたランドスケープが重要となってくる。

更に、通信技術等テクノロジーの技術の活用とともに、VR(仮想現実)を活用した庭園体験等、少子高齢化が進む日本においても快適で豊かな取り組みが求められる。

6. 引用文献・参考資料

- 1) <https://o-tanomi.jp/specials/148>
海外に学ぶ地域コミュニティ～オランダ編～
- 2) https://note.com/clever_coyote66/n/nff3c3ee7a86a
地方創生×海外～ドイツ編～
- 3) https://www.publicweek.jp/ja-jp/blog/article_02.html 自治体・公共Week

外国人技能実習生に対する介護老人福祉施設の人材育成システムの開発 —インタビューおよび全国アンケートの調査結果をエビデンスに—

○田中 康雄（西南学院大学）

本研究では、①実習生に対するインタビュー、②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、以下特養）に対する全国アンケート、③実習生と特養をつなぐ監理団体に対する全国アンケートの 3 つの調査結果に基づく、特養の外国人技能実習生（以下、実習生）への人材育成システムの開発を目的とした。その結果、実習生の育成に向けては、【職員の平等意識の醸成】【外国介護人材同士の出身国の差異を踏まえた文化的配慮の醸成】等の 16 カテゴリーの重要性を特定し、それらがバラバラではなく、相互に影響を及ぼしあう一つのまとまった全体の仕組み（システム）として取組んでいく必要性を提起した。

外国人材、技能実習生、介護老人福祉施設、監理団体

1. 研究の背景と目的

中重度の要介護状態にある高齢者を 24 時間 365 日の体制で支える入所施設の特養は、既に介護人材不足の状況にあり、早急に解決すべき日本の喫緊課題となっている。厚生労働省は、2022 年度をベースとし、2040 年度には 57 万人の介護職を必要としている¹⁾。その介護人材不足の解決策の一つとして、厚生労働省及び経済産業省は、ICT（情報通信技術）や介護ロボット等のテクノロジーの開発・導入を支援してきた。一方、介護には人が人を支える構造があるため、介護サービスのうちテクノロジーで対応しにくい部分は、介護人材が直接高齢者を支援する必要がある。しかし、日本では少子化や人口減が進行し、介護福祉士養成校の減少・若者層の介護離れが進む中、日本人以外の人材に頼らざるを得ない状況にある。

それらの状況下、国は、外国人介護人材受入れの仕組みとして、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能の 4 制度を導入し、特養では技能実習や特定技能の利用が多い。うち、技能実習制度については、2017 年から本国への技能移転を趣旨に導入され、特養等で最大 5 年間雇用（実習）し、実習生は実際に介護サービスを担っている。技能実習では、「実習生」、「特養等の介護施設」、実習生の出身国の送出し機関と調整し、実習生と特養等をつなぐ「監理団体」の三者間の連携体制により運用されている。

そのため、技能実習制度を利用し、介護サービスを提供する特養の実習生への人材育成システムの構築に向けては、三者の視点からその開発を目指す必要があると考えられる。

本研究では、①実習生に対するインタビュー、②特養に対する全国アンケート、③実習生と特養をつなぐ監理団体に対する全国アンケートの 3

つの調査結果に基づく、特養の実習生への人材育成システムの開発を目的とした。

2. 研究方法

実習生に対するインタビュー調査²⁾、特養に対する全国アンケート³⁾、実習生と特養をつなぐ監理団体に対する全国アンケート⁴⁾の 3 つの公表論文の調査結果をもとに、口頭発表⁵⁾による解釈を加えた上で、全ての内容を集約し、特養の実習生への人材育成システムに必要なカテゴリーを生成した。

3. 倫理的配慮

研究の実施にあたっては、申請者の所属する西南学院大学の研究倫理審査委員会の承認（2021-1-2）を得た。

4. 研究結果

まず、①実習生 22 名に対するインタビュー調査結果からは、実習生が認識する職場内教育の課題として【家族等への敬語の使い方】等の 6 要因、受入体制の課題は【体調不良時の通院不便】等の 7 要因から構成されることがわかった。

次に、②特養に対する全国アンケート調査結果からは、回答 726 件のうち、自由回答があった職場内教育の課題として【職場内教育統一の困難性】等の上位 3 要因、受入体制の課題として【日常生活環境整備の困難性】等の上位 4 要因の存在が明らかになった。

③の監理団体に対する全国アンケート調査結果からは、回答 278 件のうち、自由回答があった実習先への監査等の課題として【実習先における指導体制レベルの格差】等の 9 要因、実習生への支援上の課題として【実習生の実習意欲の格差と権利意識への対応】等の 7 要因がみられることが明らかとなった。

それら全ての調査をもとに内容を集約した結

果、特養の実習生への人材育成システムに必要なカテゴリーは、下記の 16 要因から構成されることがわかった。

<実習生の人材育成システムに必要な内容>

1. 【日本人職員の平等意識の醸成】
2. 【外国介護人材同士の出身国の差異を踏まえた文化的配慮の醸成】
3. 【買物・日常生活の移動手段支援】
4. 【インターネット通信環境の強化】
5. 【個室（職場外の住居環境）の確保】
6. 【通院支援】
7. 【賃金強化】
8. 【介護技術・知識への対応強化】
9. 【日本語教育の強化】
10. 【日本と外国の文化の違いによる認識のズレの軽減】
11. 【実習（労働）意欲の格差の軽減】
12. 【権利意識への対応強化】
13. 【実習先と外国介護人材・外国介護人材同士の人間関係調整力強化】
14. 【ハラスメント対応および同性の相談等の対応の徹底】
15. 【雇用（受入）コスト負担の比較検証】
16. 【技能実習制度上の課題と技能検定試験の煩雑さを踏まえた新制度への要望強化】

5. まとめ

本研究では実習生に対するインタビュー、特養に対する全国アンケート、実習生と特養をつなぐ監理団体に対する全国アンケートの 3 つの調査をもとに、特養の実習生への人材育成システムの開発を目的とし、それらの調査内容を集約した結果、特養の実習生への人材育成システムに必要なカテゴリーは、16 要因から構成されることを特定した。それら 16 要因は、各要因一つひとつがバラバラではなく、相互に影響を及ぼしあう、一つのまとまりある全体の仕組み（システム）として捉え、特養の実習生のより良い人材育成へ向け、実習生任せ・担当職員任せにせず、組織として各要因の実現を目指し、取組んでいく必要がある。

加えて、学術面の本研究結果を、人材不足が続く介護の実践現場に社会還元していくためには、それら 16 の人材育成に必要な要因に対し、より具体性を増したチェックリスト化が求められる。

具体的には各要因の実現に向け、下記のように

1. 【日本人職員の平等意識の醸成】の場合

「Q 外国人理解を促進する研修及びハラスメ

ント対策研修を全職員向けに、定期的実施したか（できるか）？」

2. 【外国介護人材同士の出身国の差異を踏まえた文化的配慮の醸成】の場合

「Q 外国介護人材の互いの出身国の文化的理解を促す場を設定したか（できるか）？」、

3. 【買物・日常生活の移動手段支援】の場合

「Q 施設の地域性を考慮した買物等への移動支援（送迎）を強化したか（できるか）？」

4. 【インターネット通信環境の強化】の場合

「Q 母国の家族へのテレビ電話等利用に配慮したインターネット環境を強化したか（できるか）？」

5. 【個室（職場外の住居環境）の確保】の場合

「Q 全室をプライベート空間を確保する個室にしたか（できるか）？」「Q その実現に向けて行政の遊休地の土地の低額借用や制度等が活用できるかを調べたか？」等、16 の全項目一つひとつに対し、疑問文形式でのチェックリストを設けることで、今後の育成イメージがしやすくなり、既に実習生を雇用している特養が人材育成しやすく、未雇用の特養が実習生を雇用し育成面を検討しやすくなる体制の構築を促進できると考える。

（引用文献）

- 1) 厚生労働省「介護人材確保の現状について」、第 1 回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、資料 5、令和 7 年 5 月 9 日。
- 2) 田中康雄「外国人技能実習生が認識する職場内教育体制 および受入体制における課題抽出」、人間関係学研究,28 (1),11-22,2023.
- 3) 田中康雄「外国人技能実習生の雇用実態および施設形態からみた受入体制の課題:介護老人福祉施設の全国調査をもとに」,社会福祉学,65(4),28-41,2025.
- 4) 田中康雄「監理団体全国調査からみた外国人介護技能実習における監査および支援の特徴と課題:一般・特定監理事業の全数を対象に」,社会福祉学,65 (4),14-27,2025.
- 5) 田中康雄「外国人介護技能実習生の視点から捉えた人材育成システムの開発に向けた基礎的考察」第 24 回人間福祉学会,大会抄録集,63,2024.

付記：本研究は、JSPS 科研費 21K02014 を受けたものの一部である。